


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	並木 俊則	
件名	東大和市使用料・手数料等検討委員会設置要綱について			
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>財政健全化の推進を図るための取組みとして、3年毎に実施をしている使用料・手数料の見直しについて、第4次行政改革大綱推進計画に基づく次回（平成27年度）の実施に際し、見直しの基礎となる原価の算定方法等に係る統一的な基準について検討するため、東大和市使用料・手数料等検討委員会を設置する要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。 ア 使用料・手数料等の見直しに係る基本方針の策定に関すること。 イ その他市長が必要と認める事項</p> <p>② 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 ア 委員長は、副市長をもって充てる。 イ 副委員長は、企画財政部長をもって充てる。 ウ 委員は、部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>③ 具体的な検討を行うため、委員会に部会を設置する。 ○部会員：総務管財課長、市民課長、保険年金課長、課税課長、納税課長、産業振興課長、保育課長、青少年課長、市民生活課長、ごみ対策課長、土木課長、下水道課長、社会教育課長、中央公民館長</p> <p>④ 委員会の庶務は、企画財政部行政管理課において処理する。</p> <p>(2) 施行日 - 市長決裁日より施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 前回（平成24年度）課題とされた見直しの基礎となる統一的な基準が定められる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>○ 前回見直し 平成24年度</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>速やかに検討委員会の会議を開催し、検討を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。